

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この倫理綱領は、学校法人東京女子医科大学（以下「本学」という）が社会から信頼され、かつ必要とされる大学であり続けるために、本学に就業する全ての者（以下「本学教職員」という）が、業務を遂行するにあたり、また個人として行動する上で遵守すべき基本的事項を明記するものである。

### (基本)

第2条 本学教職員は、建学の精神、大学の使命、理念およびビジョンの達成を日々の行動の基本とする。

- (1) 建学の精神 : 高い知識・技能と病者を癒す心を持った医師の育成を通じて、精神的・経済的に自立し社会に貢献する女性を輩出する
- (2) 使命 : 最良の医療を実践する知識・技能を修め、高い人格を陶冶した医療人および医学・看護学研究者を育成する教育を行う
- (3) 理念 : 至誠と愛
- (4) ビジョン 2015 : 先進的、全人的かつ安全な医療の追求を通じて、ともに、世の人々の健康に貢献するひとを育成する

### (法令等の遵守)

第3条 本学教職員は、法令、社会規範および学内規程を遵守し、東京女子医科大学人としての誇りを持って行動する。

### (人間の尊重)

第4条 本学教職員は、教職員および学生、患者、業者、その他本学に関わる全ての人々の人格・人権やプライバシーを尊重し、差別・ハラスメントなどの言動を行わない。

### (社会貢献)

第5条 本学教職員は、教育・研究・医療を通して地域社会・産学官との連携を進め、事業活動・研究成果を公開するなどして、医科大学に求められている社会貢献を実践する。

## 第2章 行動規範

### (教育における公正性の確保)

第6条 入学者の選抜、学生の教育・成績評価・学位授与等に関しては、厳に公正性を確保する。

### (研究倫理の遵守)

第7条 本学教職員が研究活動を行う際は、世界医師会制定の「ヘルシンキ宣言」、日本学術会議制定の「科学者の行動規範」および厚生労働省制定の「臨床研究に関する倫理指針」等を尊重し、世の人々の健康の維持・増進に寄与することを目的として行動する。

### (医療倫理の遵守)

第8条 本学教職員が附属医療施設等で医療行為を行う際は、上記宣言・規範・指針の他、日本医師会制定の「医の倫理綱領」および「医師の職業倫理指針」、日本看護協会制定の「看護者の倫理綱領」等を尊重し、病める人への全人的治療はもとより、国民の健康的な生活に寄与すること

を目的として行動する。

(補助金・公的資金の適正な使用)

第9条 国および地方公共団体等からの補助金並びに公的資金については、国民の税金が原資であることを充分理解し、有益・有効に活用する。また、本学が定めた「研究活動推進のための公的資金の管理」を遵守し、適正な使用と厳格な管理を行う。

(利益相反の管理)

第10条 本学教職員が産学官連携活動を行う場合、本学は利益相反の有無を把握して、適切なマネジメントを実施することにより問題の発生を防止し、社会からの信頼を確保する。

(知的財産の管理)

第11条 本学教職員が行った研究成果・職務発明等を広く社会に還元するため、本学は知的財産の適切な管理体制を構築する。

(取引業者に対する対処)

第12条 業者との取引に際しては、公正・公明かつ自由な競争を心がけ、職位を濫用して本学に不利益をもたらす行為をしない。また、不正な手段や不透明な行為によって本学または自己の利益を追求しない。

(接待・贈答への対処)

第13条 通常の業務または正常な取引関係に影響を与えるような、関係者からの社会通念をこえた過剰な接待または贈答の接受を行わない。

(公私の区別)

第14条 公私の区別をわきまえ、就業規則および学内規程に従い、清廉かつ誠実に職務を遂行する。

(反社会的勢力に対する対処)

第15条 社会秩序に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

(環境保護)

第16条 資源・エネルギーの節約、廃棄物の減少、リサイクルの促進などに努め、環境問題に配慮して行動する。

(日常の業務処理)

第17条 業務上知り得た情報は、業務目的以外に用いたり、または漏洩したりしない。また、個人情報を含めた秘匿すべき情報や文書などは厳重に管理する。

2. 常に事故・災害の防止と安全衛生の向上に努める。
3. 本学の財産を私的、不正または不当な目的に利用しない。
4. 会計処理は、明朗・透明・適正に遂行する。

(記録・報告の公正性の確保)

第18条 業務に関して虚偽の記録をしたり、学内外に対して虚偽の報告をしたり、または事実を不正に隠蔽したりしない。

(人事の公正性の確保)

第19条 教職員の採用、昇進・昇格、配置転換、出向等の人事、役職者の選考、人事評価においては、公正な取り扱いを心掛ける。

### 第3章 倫理綱領の実行体制

(教育・指導)

第20条 各職位にある者は、自らこの倫理綱領を遵守するとともに、所属員がこの倫理綱領、法令および学内規程を遵守するように、適切な教育と指導監督する責任を負う。

(内部通報)

第21条 本学教職員または本学関係者は、この倫理綱領に違反するような事実を確認した場合は、本学が定めた窓口に通報することができる。

2. 本学は、通報者の氏名などのプライバシーを保護する。

(倫理綱領の遵守)

第22条 理事長は、この倫理綱領の遵守に必要な施策を実行する責任を負う。

### 第4章 その他

(関係団体の倫理綱領等の尊重)

第23条 本学教職員は、この倫理綱領で例示した以外の本学が加入する団体または教職員自らが所属する団体が定めた倫理綱領・行動規範を尊重する。

(倫理綱領の改廃)

第24条 この倫理綱領の改廃は、理事会の議を経て行う。

### 附 則

第1 この倫理綱領は、平成21年4月22日から施行する。

第2 第1条の「本学教職員」とは、役員、教員、職員、嘱託職員、臨時職員をいう。ただし、臨床研修医、医療練士研修生、研究生、非常勤講師、派遣職員を含む。